

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目 次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	4
3. 福岡市・北九州市	6
4. 沖縄県	8
5. 愛知県	9
6. 広島県・今治市	10

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（2）名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

（国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業）

- ⑩ 三菱地所株式会社が、大手町（常盤橋）地区において、国際金融・ビジネス交流、国際観光・情報発信、高度防災等の機能を備えたランドマークとなる超高層の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙22～23のとおり変更する。【平成29年4月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（大手町地区） 別紙22
- ・東京都市計画下水道（東京都公共下水道）（銭瓶町ポンプ場） 別紙23

※別紙省略

- ⑪ 東日本旅客鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社及び独立行政法人都市再生機構が、品川駅周辺地区において、駅前広場を介しまちと一体化する新駅設置、羽田空港国際化、リニア開業、品川駅再編を見据えた国際拠点に係る都市基盤を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙24～26のとおり決定又は変更する。【平成29年4月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙24

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画土地区画整理事業品川駅周辺土地区画整理事業 別紙25
- ・東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線 別紙26

※別紙省略

- ⑫ 住友不動産株式会社が、臨海副都心有明地区において、保育施設や訪日外国人対応のサービスアパートメント、アフターコンベンション施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙27～28のとおり変更する。【平成28年10月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画 別紙27

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 28

※別紙省略

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型M I C E及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は、別添のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

⑥ 一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント

- ・日本橋仲通り及び江戸桜通り地下歩道 (別添 6)

⑦ グリーン大通りエリアマネジメント協議会

- ・池袋駅東口グリーン大通り (別添 7)

※別添省略

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

③ 社会福祉法人世田谷共育舎が東京都立蘆花恒春園 (東京都世田谷区) に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

④ 株式会社こどもの森が品川区立西大井広場公園 (東京都品川区) に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

⑤ 民間事業者が横浜市立反町公園 (神奈川県横浜市) に保育所を設置するため、横浜市が同公園内の施設を当該事業者を提供し、保育サービスの需要に対応す

る。【平成 29 年 4 月設置】

(14) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、千葉市が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】

(15) 名称：国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業

内容：汚染土壌搬出時認定調査に係る土壌汚染対策法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

東京都内の自然由来特例区域における汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を、当該特例区域の指定対象物質に限定することにより、開発事業を促進する。【平成 28 年 4 月より実施】

(16) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

株式会社いぶき（神奈川県藤沢市）が、自社や藤沢市内において製造された農畜産物を活用し、神奈川県藤沢市内に農家レストランを設置する。

【平成 28 年度中に実施】

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客やMICEへのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

② 大阪市の別図2の区域

【平成28年10月を目途に実施】

※別図省略

(11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の3に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、大阪市全域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

【平成28年6月を目途に実施】

（注）特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、大阪市又はこれに隣接する大阪府内の市町村とする。

(12) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した技術開発等を促進する。

① 三菱重工業株式会社及び京都大学【平成28年12月を目途に実施】

② パナソニック株式会社及び京都大学【平成 28 年 12 月を目途に実施】

(13) 名称：国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業

内容：汚染土壌搬出時認定調査に係る土壌汚染対策法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

大阪府内の自然由来特例区域における汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目を、当該特例区域の指定対象物質に限定することにより、開発事業を促進する。【平成 28 年 4 月より実施】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（1）名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、別紙12～16に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑮及び別紙のとおりとする。（事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発（駐輪施設の周知、自転車の安全利用等）や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。）

⑪ 公共空間リソース利活用勉強会

- ・船場町1号線・6号線（クロスロード：別紙12）

⑫ 鳥町まちづくり会議推進協議会

- ・魚町11号線（別紙13）

⑬ 「つながる絆！八幡」実行委員会

- ・八幡停車場線（さわらび通り：別紙14）

⑭ 門司港レトロ倶楽部

- ・東港町2号線・5号線（別紙15）

⑮ 門司港レトロ倶楽部

- ・西海岸7号線（大連通り：別紙16）

※別紙省略

（4）名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第24条の4に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でも

ある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、福岡市及び北九州市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

（7）名称：ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業

内容：ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

北九州市内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護職員の補助等を行うロボットの実証を行う場合、2つのユニットにそれぞれ独立して設置された「共同生活室」を一体的に利用できることとする。

【平成28年7月より実施】

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

（1）名称：高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置

内容：シティハローワーク・ウェルとばた（北九州市戸畑区）内において、高年齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50歳以上の中高年齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク」を設置する。

【平成28年8月に設置】

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（3）名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

- ① 社会医療法人友愛会（沖縄県豊見城市）が、豊見城中央病院（沖縄県豊見城市）において、早期食道癌に対する内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD）後の細胞シートを活用した再生医療、小児の軽度三角頭蓋に対する頭蓋形成術、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）を実施するため、新たに病床18床を整備する。

【平成28年度より実施】

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（5）名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であつて、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

③ 名古屋市立大学病院（名古屋市瑞穂区）【平成28年度より実施】

（例） ロボット支援腹腔鏡下腎盂形成術など

（8）名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

① キャリオ技研株式会社（名古屋市中村区）【平成28年7月より実施】

② 株式会社プロドローン（名古屋市中区）【平成28年7月より実施】

③ 飛行体空間協議会（岐阜県郡上市）【平成28年10月より実施】

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

1 国家戦略特別区域の名称

「広島県・今治市 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（1）名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

広島県又は今治市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、広島県内及び今治市内における外国人による創業活動を促進する。【平成28年7月より実施】

（2）名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

① 株式会社O T T A （広島県広島市中区、平成26年10月24日設立）

② 株式会社ビー・エス （広島県廿日市市、平成27年10月16日設立）

（3）名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

① 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 【平成28年9月より実施】

② ルーチェサーチ株式会社 【平成 28 年 9 月より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、グローバル人材等の高度人材やビッグデータの活用等を通じたイノベーションの創出が促されることを通じて、広島県及び今治市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、新規創業や第二創業を促進するため、広島市内において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【平成 28 年 10 月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：広島商工会議所ビル

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・ 弁護士等による個別訪問指導
- ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・ セミナーの開催等

(2) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業支援者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「広島県スタートアップ人材マッチング支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【直ちに実施】

i) 実施主体：国及び広島県

ii) 実施体制：広島県において、潜在的な成長力の高い地域の中小企業等の成長戦略を支えるプロフェッショナル人材の地方への還流を促進する体制である広島県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携の下に実施する。

iii) 設置場所：広島県庁内

iv) センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 創業者又は創業支援者に使用されることを希望する者とのコンシェルジュによるマッチング及び相談対応
- ・ 制度や創業者等についての情報提供